

乳児等通園支援事業者の公募の選定に係る評価基準

内 容		素点	配分	配点
評 価 項 目	具体的な視点			
1 事業者の現況について				
(1) 事業者の組織体制	教育・保育事業に関して十分な経験があり、事業運営に必要な組織体制が整っていること。	5点	×1	5点
(2) 事業者の運営状況	教育・保育事業について行政から重大な指摘を受けていないこと。また、指摘事項に対して、速やかに改善を行っている又は計画的な改善が予定されていること。			
2 事業者の経理状況及び資金計画について				
(1) 事業者の経理状況	決算及び財務諸表が適切に作成されており、経理状況において、経営に係る懸念事項がないこと。(債務超過や直近3か年の連続した損失計上、公租公課の滞納等)	5点	×1	5点
(2) 本事業に関する見込額	事業に関する見込額が適切に積算され、積算の根拠が明確であり、計画どおりの執行が期待できること。			
3 事業所の設置について				
(1) 物件の状況	建物全体の構造等から事業所設置に適していること。また、駐車場の確保状況及び周辺の交通状況から、保護者の送迎等に関して支障がないこと。	5点	×1	5点
(2) 設置計画	保育室等の面積が十分に確保されていること。各室等の配置が乳児等通園支援事業として運営する上で支障がない計画であること。			
4 乳児等通園支援事業の運営について				
(1) 運営に対する考え方	乳児等通園支援事業について、子どもの成長の観点からの意義や保護者にとっての意義を十分に理解していること。	5点	×3	15点
	施設類型や子どもの年齢に応じた具体的な方針や計画が定められており、乳児等通園支援事業の目的を達成するための工夫がある。			
	保護者の孤立感、不安感の解消や、育児に関する負担感の軽減につながる提案であること。			
保育者として有する専門性を地域の子どもの育ちのために発揮することができる方針・計画であること。				
(2) 安全衛生対策	衛生管理・感染症対策、事故防止・安全対策について、具体的な方針・計画があること。 食事提供を行う場合、乳幼児にふさわしい食事の提供やアレルギー児への対応について、具体的な方針・計画があること。			
5 職員について				
(1) 職員の配置及び確保状況	保育者及びその他の従事者について、教育・保育に関して十分な経験があり、乳児等通園支援事業の運営が適切に行えると見込まれること。	5点	×1	5点
(2) 職員の育成及び支援体制	職員に対する、育成方針・研修等の計画、支援体制が具体的に示されていること。			
6 特別な配慮について				
(1) 障害のある子ども	障害のある子どもの受け入れ方針や体制が定められていること。保護者に対して、受け入れに関する説明や情報提供が適切に行われる見込みがあること。	5点	×2	10点
(2) 医療的ケアを必要とする子ども	医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ方針や体制が定められていること。保護者に対して、受け入れに関する説明や情報提供が適切に行われる見込みがあること。			
7 受け入れ可能日時、費用負担について				
(1) 受け入れ可能日時・受け入れ枠	施設類型等の特性に応じて適切な実施方式を定めていること。また、一時保育事業、地域子育て支援センター、預かり事業等を実施している場合は、その実績を踏まえた提案であること。 利用可能枠(6か月間2,160時間上限)の範囲内において、利用者ニーズを満たせる時間帯に、安定的かつ十分な受け入れ枠を確保していること。	5点	×2	10点
(2) 費用負担	利用料金やその他料金の設定について、適切な提案がされていること。			
8 名古屋市との連携について				
(1) 市との連携による利用促進と情報収集	名古屋市が行う広報等への協力のほか、事業実施者において名古屋市全体の本事業の利用促進が図られる提案であること。 積極的に利用状況等について情報収集を行うとともに、名古屋市と連携して課題の検証等を行う体制が確保されていること。	5点	×1	5点
合計得点		素点合計(40点)		60点

＜最低基準＞

- ・同一項目において、出席委員の評価の素点平均が2.5点未満となった場合は、その法人は選定されないものとする。

＜事業者の選定方法＞

- ・各評価委員の項目ごとの得点を事業者の総合点とし、総合点の高い事業者から順に選定する。
- ・1区につき2か所を目安として選定した結果、選定総数が32か所に満たない場合であって、かつ、評価点が最低基準に達している事業者が複数ある場合は、選定された事業者(所)がある中学校区を除き、中学校区につき1か所を上限として、総合点の高い事業者から順に、選定総数が32か所になるまで選定を行う。
- ・合計得点が同一の事業者が複数いた場合には、4の評価項目の得点の高い者から順に、順位を決定する。その得点も同一の場合は、評価委員が協議をして事業者を選定する。